

解

説

- 1 全国で年間約10万頭*の猫が殺処分されています。**

全国で年間約12万頭の猫が自治体に収容され、そのほとんどが新たな飼い主が見つからずに殺処分になっています。収容される猫の約7割は離乳前の子猫です。殺処分される猫の数を減らすためには、飼いきれない命を生み出さないように不妊去勢をすることが必要です。（*平成25年度）
- 2 猫を捨てることは犯罪です。**

愛護動物の遺棄は100万円以下の罰金に処せられます。（動物の愛護及び管理に関する法律第44条）
愛護動物：牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひる。その他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの。
- 3 メスの子猫は生後4～12ヶ月で繁殖できるようになります。**

春先に生まれたメスの子猫はその年の秋には出産可能です。春以降に生まれた子猫も、翌年の春には妊娠・出産できるようになりますから、まだ子どもだと油断していると、子猫が産まれて慌てることになりかねません。不妊手術は早めにしましょう。オスの子猫は生後8～12ヶ月で交尾可能になりますから去勢手術も早めにしましょう。
- 4 猫は人と暮らすように変化した動物で、自然に生きる野生動物ではありません。**

猫は5千年以上前に、人が自然から切り離して人間社会に組み込み、人と暮らすように変えた動物です。その主な目的がネズミ退治であったため、野性の狩猟本能を強く残していますが、猫はもう野生動物ではありません。人が責任をもって世話と管理をしなくてはならない動物です。
- 5 猫は1回の出産で4～8頭の子猫を産み、1年に2～4回の出産が可能です。**

猫は日が長くなると繁殖する季節繁殖動物です。栄養が足りていると年に何回も出産可能です。本州以北では、春から秋の間に何回も発情し、日の短くなる冬の間は発情しませんが、日照時間の長い南の地方や人工照明のある都会では、1年中繁殖できることがあります。猫は交尾すれば高い確率で妊娠します（交尾排卵）。
- 6 1頭の猫が1年間で20頭以上に殖えることが可能です。**

猫は生まれた翌年には確実に繁殖できる体に成長（性成熟）し、年に何回も出産できるなど、繁殖効率がとても高い動物です。計算上は、1頭のメス猫が1年で20頭、2年で80頭以上に殖えることが可能です。猫は本能に従って妊娠・出産するだけで、自分で繁殖をコントロールすることはできません。
- 7 猫が増えすぎることによって様々な問題が起きています。**

猫に限らず、飼っている動物の数が増えすぎると適切な世話が行き届かず、動物自体を苦しめ、糞尿や鳴き声などで地域住民にも迷惑となります。増えすぎた猫をめぐる近隣や地域のトラブルは全国各地で多数発生し、裁判にもなっています。また近年は猫による野生動物の捕食など自然環境や生物多様性への影響も懸念されています。
- 8 餌をやるだけで不妊去勢をしないと、猫は爆発的に殖えてしまいます。**

いわゆる「ノラ猫」に餌を与える行為だけで「飼い主」とは言えませんが、近隣や地域に迷惑を及ぼすほど数を増やしてしまうのは社会通念上からも無責任といえるのではないのでしょうか。地域住民で協力して飼い主のいない猫を世話し、数を減らしていこうという活動（地域猫活動）がありますが、活動には不妊去勢が必要不可欠です。

動 物を飼うには責任が伴います。ただ、餌を与えてかわいい姿を楽しむだけでは、責任のある飼い主とはいえません。捨て猫や捨て犬をかわいそうに思い、捨てた人に怒りを感じるあなたも、動物を飼った時に適切な繁殖制限をしないと、ふえてしまった動物を「捨てる」側になりかねません。

「生き物は自然に生きるべき」という言葉は耳に心地よく、安易に使われがちですが、人に飼われた動物は既に自然と切り離されていて、もはや自然に生きることはできません。猫や犬は体のつくりや習性までも人と一緒に生きるように変化してしまっています。飼われている動物の繁殖をコントロールし、動物たちの快適な生活環境を守るのは飼い主の責務です。

